

開会（9：00）

○村松幸昌委員長 ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託された案件は1件であります。

議第61号「令和5年度焼津市一般会計補正予算（第5号）案」を議題といたします。

審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、最初に総務文教常任委員会の所管部分、次に市民福祉常任委員会の所管部分、最後に建設経済常任委員会の所管部分として進めていきたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査順位表のとおり審査することにいたします。

それでは、議第61号中、総務文教常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○秋山博子委員 それでは、教育についてです。

歳出の10款1項2目、教育事務局職員給与費についてですけれども、これの内訳、どのようなことでこのような補正になったのか、教えてください。

○嶋 美津子教育総務課長 秋山委員にお答えいたします。

教育事務局職員給与費の増額についてであります。2節の給料が3,664万9,000円の増となっております。こちらは、主には学校福祉部の新設により、子ども支援、家庭支援の部分が、去年と比較しまして7名の増となったことが主な理由です。

それから、給料表の改定も入っております。

3節の職員手当につきましては、3,124万5,000円の増であります。時間外勤務手当、こちらは、教育総務課、子ども支援課、家庭支援課分がまとまっておりますけれども、こちらの増額になっております。

それから、そのほかに手当ですけれども、人数が増えたことによりまして、扶養手当、地域手当、その他期末勤勉、管理職手当等が増額になっております。

4節の共済費につきましては、同様の理由で増になっております。

以上です。

○秋山博子委員 今、時間外についての説明もあったんですけども、特に、この補正に当たる時間外のどのような状況だったのかというのを教えてください。

○嶋 美津子教育総務課長 教育総務課につきましては、今年度、学校の先生たちが使っています校務支援端末の更新作業を行っております。それに関わる業務量の増ということが主な理由です。

それから、子ども支援課につきましては、支援ケースの増加によるということで、業務量が増となっております。

それから、家庭支援課につきましては、要支援者の対応の増ということで、業務量の増となっております。

以上です。

○秋山博子委員 御説明ありがとうございます。

支援ケースの増加とか、要支援の対象が増えたということですが、顕著にそういった、この時期あったということではないでしょうか。

○嶋 美津子教育総務課長 こちらは年間を通してのお話であります。年間を通しての補正の要求をしまして、こちら、各課で予算要求をしておりますけれども、そちらで、この業務量ということになっております。

以上です。

○秋山博子委員 その支援のケースとか、そういったことで、もし、もう少しその内容を教えていただけることがあればお願いします。

○嶋 美津子教育総務課長 こちら、給与費につきましては、筆頭の目のところについておきまして、教育総務課でまとめて要求をしておりますけれども、細かな各課での要求につきましては、今把握しておりませんので、そちらについては、すみません。

○青島庸行家庭支援課長 家庭支援課になります。

学校福祉部につきましては、子ども支援課と家庭支援課、2課からなっておりますけれども、主に子ども支援課のほうでは児童・生徒の対応を主にしておきまして、家庭支援課のほうでは、課題を抱える児童・生徒の保護者と対応するというところで、基本的には、子ども支援課の職員と家庭支援課の職員がセットで対応するような形を取っております。

子ども支援課に係る資料というのが、今ちょっと私、手元にない状況ではあるんですけども、家庭支援課の対応状況につきましては、9月末現在ではありますけれども、家庭訪問の数が161件となっております。これが多いか少ないかとかということもあるんですけども、そういうことで、だんだんやっぱり今課題を抱える児童・生徒というのは増えておりますので、そこに手厚い寄り添った支援を行うということになりますと、どうしても訪問回数が増えたりですとか、それに関わる事務処理というのが増えてまいりまして、今、家庭支援課におきましても、係長と、あと社会福祉士1人と、あと臨時職員が1人ということで、少ない人数で対応しているものですから、どうしても時間外が増えてしまうという状況になっております。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

○村松幸昌委員長 委員各位にお願いします。質疑するときには、該当するページ数、それと、款項目、ここを明示していただくと当局も対応しやすいと思いますので、お願いをいたします。

○岡田光正委員 それでは、予算書の31、32ページ、小学校費と中学校費、両方にまたがっておるんですけども、中段の小学校要・準要保護児童就学援助費、価格高騰追加支援1,070万円、同中学校、これについては612万円、こちらの両方でございますけれども、それぞれ、この対象となる児童数を教えていただけたら、参考のためにお聞きしたいんですけど。

○嶋 美津子教育総務課長 お答えいたします。

まず、10款2項2目、小学校要・準要保護児童就学援助費、価格高騰追加支援の1,070万円ではありますが、こちらは、8月末時点での対象者数464人に、その後の認定見込み数41人と、新1年生の見込み50人、計555人で1,110万円となりますが、価格高騰追

加支援の交付金を活用しての支援は、夏季休業期間中の昼食代でも実施しておりまして、そのときの残が40万円ありまして、それを差し引いて、1,070万円を計上しております。

それから、3項2目、中学校要・準要保護生徒就学援助費、価格高騰追加支援612万円ではありますが、こちらも同様に、対象者数308人に、その後の認定見込み者数17人、計325人で計算しますと650万円となりますが、夏季休業期間中の残が38万円ありますので、そちらを差し引いて、612万円を計上しております。

以上です。

○岡田光正委員 ありがとうございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○河合一也委員 防災関係で30ページです。

30ページの9款1項4目災害対策費の説明欄、防災機器整備費422万4,000円について、説明では、職員による定期点検の結果、発電機の不具合があつて、12台を更新するという説明を受けましたけれども、ここで言う備蓄されている防災機材というのは、市で一括で管理されているものなのか、あるいは、その中に自主防災会のものが含まれているのか、そこを確認させてください。

○石川雅章地域防災課長 それでは、河合委員にお答えいたします。

こちらの資機材でございますが、これは市の備蓄している資機材のもので、市と自主防災会の資機材を一括した管理はしておりません。

以上です。

○河合一也委員 いざというときのために、この防災資機材の点検というのはとても大事なことだと思うんですけども、自主防災会の防災機材のほうが、ちょっと私、個人的にとっても心配してしまつて、そちらのほうは各自で管理ということになると思うんですけども、資機材点検をするように指導されているかどうかだけ、今回の補正予算とちょっと外れますけど、お願いします。

○石川雅章地域防災課長 お答えします。

自主防災会の資機材の点検につきましては、年3回防災委員長会議を実施しておりまして、そうした際に、定期的に資機材の点検を行うよう、こちらからもお願いをしているところでございます。

以上です。

○河合一也委員 分かりました。

あと、市の資材点検の頻度というのはどの程度行っているのか、また、点検方法についてもお教えてください。

○石川雅章地域防災課長 定期点検につきましては、職員のほうで年2回程度の点検のほうを実施しております。

また、点検内容で今回は発電機なんですけど、機材の始動確認を行いまつて、始動不良な場合については、キャブレターの清掃などを行っております。

以上でございます。

○河合一也委員 定期的に点検しているということを知つて安心ですけども、そもそも発電機の保有は、市で管理しているのは何台あつて、今回、動かなかつた12台を更新するというところでよろしいですか。

○石川雅章地域防災課長 お答えします。

市が現在備蓄している発電機は、32台となります。補正予算の発電機12台につきましては、製造から35年経過しておりまして、部品供給が終了したため、今回更新をお願いするものでございます。

以上です。

○河合一也委員 12台が全く動かないということじゃなくて、もう古いものがあるという、そういうことも含めての更新ということですね。やっぱり発電機って、停電時とっても大事な資機材になると思うものですから、実際に稼働させながら点検するという、とても大事なことだと思うんですね。発電機に限りませんけれども、その他の資機材に関しても、動かせるものは動かして点検というのはとても大事だと思います。

引き続き定期的に点検をお願いして、今、性能も向上していますから、やっぱり35年前と今では大分違うでしょうから、老朽化する発電機については計画的に更新していただきますようお願いして、終わります。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○奥川清孝委員 それでは、財源充当の関係でちょっとお伺いをさせていただきます。

12ページに、今回補正予算の一般財源として、2億5,835万7,000円、それから、33ページも同じ、一般財源の合計が同じになっているわけですが、そういう中で、今回の補正については、全体的に人件費、あるいは、これは国の分で増えてきているわけですが、全体的に減額が非常に多いような、人件費手当、多いような感じになっております。

そこで、17ページの19款2項の基金繰入金、財政調整基金繰入金のほうが5,136万7,000円、これの何費にどのように充当しているのか、どこに充当しているのか、お聞きします。

○青木雄一郎財政課長 ただいまの御質疑にお答えします。

そもそも財政調整基金のほうで財源不足の分をここに取り崩して充当している関係で、今回の補正で、補助金なり交付金が今回歳入のほうで入っているんですけども、その足りない部分を、この財政調整基金を取り崩して充当しているということで、その交付金、公助金以外のところに充当のほう、させていただいているということになります。

以上です。

○奥川清孝委員 それは分かっているんですけど、どこの何に充当したかと、非常に細かいと思うんですよ、内容が。だもんで、もしあれならペーパーで出していただいてもいいんですけども。

というのは、これは予算充当の関係だもんで、総務関係で聞くほうが分かるのかもしれないんですけども、例えば介護保険の特別会計繰入金、あるいは、ふるさと納税のその次のページ、19ページのふるさと寄附金基金、これらの取崩しの財源、これが一般財源になっていると思うんですけど、その部分がどのように、どこの何費に充当されているのかというのが非常に見にくい。そのところを説明してもらいたいということで、総務委員会のほうでないと答えられない部分もあると思うので、その部分についてお聞きしたいんですけど、それがまた、非常に数が多くて、一度にとということであれば、

何か資料的に出してもらえればいいと思いますけど、どうですか。

- 青木雄一郎財政課長 ふるさと納税につきましては、この財源内訳でいきますと、その他財源になるんですけれども、そここのところだけ説明のほうを私のほうでさせていただきたいと思います。

ふるさと納税につきましては、2款1項5目、公共施設保全計画実施プログラム、ページを言ったほうがいいですかね。22ページになりますけれども、そこに、その他財源が1,174万5,000円になっていますけれども、ここに、この保全プログラムの部分に、196万8,000円、ふるさと納税のほうを充当しております。

それから、次が25、26ページになりますけれども、4款1項2目、新型コロナウイルスワクチン接種費、こちらのほうのこの事業に、ここは減額、マイナスになりますけれども、692万9,000円の減額になります。

その次が、同じページですけれども、4款1項3目、子ども医療費助成費、こちらのほうにふるさと納税のほうを1,930万6,000円充当のほうをしております。

それから、27、28ページにあります7款1項2目、中心市街地活性化事業費、こちらの事業にふるさと納税のほうを798万7,000円充当しております。

それから、同じページになりますけれども、温泉事業特別会計繰出金、こちらのほうに25万2,000円充当をしております。

それから。

- 奥川清孝委員 いろいろずっと聞いていると時間ばかりたっちゃうもんで、この委員会中に、メモ的でも結構ですので、ちょっと出させていただきたいということと、先ほど、その金額がふるさと納税の給付金と一致するということになるわけですね、今言おうとしている部分が。それで、そのほかに繰入金の部分、それから財政調整基金の部分についても明細を、どこに、何費に充当しているかお聞きしたいもんで、それも含めてお願いしたいと思います。

- 石原隆弘行政経営部長 一般財源につきましては、特定の事業に充当するということは、そういうものではございませんので、性格的に。ふるさと納税に関しては、その用途を決めて、特定財源的に使っているものですから、今予算書でもその他のところで表記して、特定財源のように扱っていると。

一般財源につきましては、どの事業に幾らというのは言えますけれども、その種類についてはちょっと明示はできないものですから、そちらについては、ちょっと御容赦いただきたいと思います。

- 奥川清孝委員 その種類でお願いしたいです。

- 村松幸昌委員長 それじゃ、確認をしてください、そごがあると困りますので。

- 奥川清孝委員 私が言いたい、質疑したいのは、今回、人事院勧告があって、我々も含めて、人件費手当の増額が、なっているわけですよ、明細を見ると。その部分がそういうものに、今、繰入金基金の部分が入っているというような誤解、入っているということでもいいのかどうか、ちょっと分からないんですけども、その辺をはっきりする意味で、何費の何に充当したのかというのをお聞きしたいということですけど、そういう意味での資料提供ができますかという。

- 村松幸昌委員長 それじゃ、奥川委員、確認します。いわゆる、今、行政経営部長が説

明しました一般財源については、それぞれの事業に対して貼り付けるものでございますので、その他のふるさと納税基金からの支出の詳細説明の資料でよろしいということではないですか。

○奥川清孝委員 いや、私は、ふるさと納税基金にも一般財源が入っているのかなと思ったもので、そういう質疑の仕方をしたんですけれども、ふるさと納税は、その他財源だということで、その他財源だもんで、明確に位置づけができるよ。

その他一般財源だと何に充当してもいいんだということなんでしょうけれども、考え方として何に充当しているのかというのが、ある程度、主目的に何費のどこに充当したんだよというのは分かるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょう。

○石原隆弘行政経営部長 一般財源につきましては、充当という考えはございませんで、予算書でも、一般財源が目別には今表記をさせていただいていると思うんですけれども、その中の一般財源の種類の内訳ごとに幾ら、この事業に幾らという、その充当という考えがございませんので、そういった表示の仕方はできないということで、先ほどからちょっとお答えさせていただいているつもりです。

○村松幸昌委員長 奥川委員をお願いします。この場は議案の審査でございますので、その資料提供等々については、今の説明で十分であるなら、個別にまた対応してもらおうというような形でどうですか。そこでお答え願います。

○奥川清孝委員 分かりました。十分、今、何に充当ということじゃないんだと思うけれども、もう少し細かく、そうじゃないんだよというところの説明の仕方が、説明というか、何費にしたかというところは、この区分の一般財源のところで見れば分かるという説明ですね。

○村松幸昌委員長 財政当局、ちょっとよろしいですかね。

奥川委員にお話ししますが、予算というのは、事業に対して、いわゆる国庫補助、県費補助、いろいろ補助がありまして、県費も国費も補助がなければ全額一般財源で賄わなきゃいけないというような考え方でいきますと、一般財源のほうまで、こういうふうな使途の目的に合わせて充当するかというのは、ちょっと大変なのかなと思います。ですので、今、先にふるさと納税の対応をしているのがあと1つだという話がありましたので、そちらのほうを先に説明願えますか。

○青木雄一郎財政課長 31、32ページになりますけれども、10款3項1目、中学校校舎等整備工事費、こちらのほうにふるさと納税ですけれども、269万5,000円を充当させていただいて、これがふるさと納税の充当先ということになります。

○奥川清孝委員 そうしますと、私の質疑の仕方がちょっと分かりにくかったんだと思いますけれども、今、ふるさと納税の寄附金の何費に使ったかという説明をいただいたんですけれども、例えば介護保険事業、特別会計繰入金、1億8,406万円、こういうような部分については、ここの総務委員会じゃなくて答弁できるんですかね、どこへ充当したかということは。

○村松幸昌委員長 奥川委員、今の質疑は、この総務文教の予算のところじゃなくて、個別の事業の対応しているところで答弁願いたいということではよろしいですか。

○奥川清孝委員 了解です。

○村松幸昌委員長 それじゃ、ほかにありますか。

○深田ゆり子委員 31、32の10款教育費、1項3目、地域クラブ活動推進事業費36万6,000円ですが、これは、補正額の財源内訳を見ますと、一般財源でこれまで対応していたんですが、国と県の支出金が入ったということで、一般財源が戻して、それで、その差額が36万6,000円ということで計上されています。これが推進員の謝礼と楽器の借り上げとの説明だと思うんですけども、国県支出金の内容を見ますと、14ページの一番下段の15款2項6目、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金2分の1、これは決定によるということで、164万5,000円と、18ページの教育費委託金、地域部活動推進事業実践研究委託金169万8,000円、これを足すと、31ページの国県支出金334万3,000円となります。

そうしますと、この部活動の推進員の謝礼と楽器の借り上げというのは、国と県の補助、どちらのほうに充てているものにつながるのか。この36万6,000円の内訳がどちらになるのかということにもつながるんですけども、総額とすれば、この地域クラブ活動推進事業費は4億3,387万8,000円が今年度支出されるという見込みになっておりますけれども、両方使って合わせた追加の補正になっているものですから、その内訳をしっかりと聞きしたいと思います。

○嶋 美津子教育総務課長 深田委員に、まず、14ページの公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金についてですけども、こちらは額が決定したということで、もともとあった歳出のGIGAスクールネットワークの機器保守メンテナンスの事業があるんですけども、そちらに充当しまして、もともと一般財源にしていたものを財源振替しているものですから、歳出については変更はなしで、歳入だけの財源振替となります。ですので、一般財源が164万5,000円減って、特定財源のほうは164万5,000円増になっているということです。こちらは、地域クラブのことで使われているものではございません。

以上です。

○深田ゆり子委員 そうしますと、この31ページの国県支出金の334万3,000円の内訳を教えてください。

○嶋 美津子教育総務課長 深田委員にお答えします。

31ページの10款1項3目の国庫支出金334万3,000円の内訳ですが、先ほど申し上げました情報機器活用についてが164万5,000円で、地域クラブ関係が169万8,000円、それを足したものになります。足しますと、334万3,000円です。

以上です。

○深田ゆり子委員 GIGAスクール構想の情報機器の関係に、この地域クラブ活動推進事業費の中として計上されるんですか。

○増井太郎教育部長 こちら、今回補正のまず1つが情報機器の関係で、国から補助金が来たものですから、そちらのほうの額が確定したということで、164万5,000円を計上させていただきました。これは、もともと当初から事業をしているものに充てているんですけども、それが、もともと一般財源だったものが、国からのこの補助金を受けて財源振替という形になります。

それについては、支出のほうでは財源振替という形になるものですから、特に支出で変わるものはないという形になります。

地域クラブについては、今回、県と委託契約を結んで、それが169万8,000円です、こ

こちらのほうが委託金として交付をされるということになりましたので、これまでやっている事業の地域クラブ活動の中にこれを財源として振り替えると、そして、新たに、当初に予定していた額より、そういった謝礼代が増えたものですから、その分を歳出として増やして、あとは、その中に財源としてこの委託金を入れるというような形になります。

ですので、事業としてはもともとあった事業で、今回、36万6,000円ということで、増額ということなんですけれども、先ほど言った謝礼ですとか、楽器の借り上げというところで額が増えたものですから、そちらのほうを歳出として計上しているという形になります。

以上です。

○深田ゆり子委員 その辺が、最初のほうの説明がよく分からないんですけど、32ページの右側の説明には、地域クラブ活動の36万6,000円しか書いてなくて、それで、いきなりこの31ページの国庫支出金のほうが334万3,000円で、この中に地域クラブ活動とG I G Aスクール構想と両方の国庫補助金が入っていますよという説明なんですけれども、これは、最初にそれを説明していただかないと、右側の地域クラブ活動の予算がこんなに国、県から来るのかなというふうに考えてしまうんですね。

だから、ちょっと書き方はどうなのかなというふうに思うんですけども、それで、一般財源の297万7,000円が今回一般財源、これまで一般財源で学校教育指導費として出していたものが、今回、国と県の補助が確定したので、297万7,000円は戻しますよということですよ。そうすると、その差額が36万6,000円になるものですから、ちょっとこの334万3,000円と297万7,000円のもともとの支出の説明というのは先にさせていただいたほうがいいかなというふうにも思いました。

以上です。

○村松幸昌委員長 よろしいですか、答弁。

○増井太郎教育部長 説明のほうが最初に足りなかったということなんですけれども、こちらのほう、31ページについては、こちらの学校教育指導費ということで、今回上げている補正だけではなく、補正額の財源内訳という形になるんですけども、歳出のほうにつきましては、今回増額があった部分が出てきております。ですので、さっきの334万3,000円というのが、学校教育指導費の中に、国の先ほどのICT関係の補助、それと、県の委託金、地域クラブに係る委託金が出てくると、その部分が入ってくるものですから、一般財源としては、本来であればそれが全部充てるといえるか、事業費がそのままイコールであればなんですけれども、それに増分として地域クラブの活動推進事業費のほう、増額しておりますので、その差額が一般財源となると、ですので、一般財源が減る分、補助金をもらっても減る部分がこちらのほうになるという形になります。

すみません、ちょっと説明のほうが不十分だったという点はおわびします。申し訳ございませんでした。

○深田ゆり子委員 そうしますと、今回の追加の36万6,000円は一般財源ということでよろしいですか、この金額は。それとも、国、県のほうの補助金の金額になるのか、ちょっとそれを確認させてください。

○増井太郎教育部長 そのような形になることになります。そのような形というか、全体

としてなんですけれども、この分は今、一般財源でという形になります。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 それでは、22ページの2款1項12目、電子計算機管理委託費ですか、マイナンバーカードの健康保険利用ということで、公金受取登録手続を支援するオンライン窓口を設置しようとするものであるという、そういう説明だったと思います。この内容について教えてください。

○藤原則文DX推進課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

オンライン窓口ですけれども、実は現在、無償トライアルで本庁舎の1階と大井川庁舎にパソコンを設置した窓口を設けておるんですけれども、そちらのディスプレイで押しいただきますと、リモートでオペレーターにつながるシステムになっておりまして、そちらのほうで、遠隔でマイナンバーカードの健康保険証利用や公金受取口座の登録を支援しようとするものなんですけれども、こちらの無償トライアルがこの12月で終わるものですから、その後も引き続きマイナンバーカードの支援に関しては継続をしたいということで、今回補正予算を上げさせていただいているものでございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 大井川庁舎のほうで今既にやっていると、それは今、市のものではない、借りているよということで、それが、窓口を2つと言ったかな、説明の中で窓口を設置しようとするもので、その窓口というのが、システムそのものを購入するお金なのか、そういうハード的なものなのか、その内訳をちょっと教えてください。

○藤原則文DX推進課長 杉田委員にお答えさせていただきます。

今現在、本庁舎と大井川庁舎にそれぞれ機器を、パソコンを設置させていただいて、遠隔でオペレーターを支援させていただく、そのシステム自体の使用料を今回計上させていただいているものでございます。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○秋山博子委員 ページでいきますと32ページになります。

歳出の10款2項2目、小学校教育振興費で、410万2,000円で、御説明では児童図書購入とありましたけれども、この定例会で補正を上げられている事情といたしますか、背景を教えてください。

○嶋 美津子教育総務課長 こちらは、子どものための事業への児童福祉事業寄附金ということで、寄附金がありましたものですから、そちらの一部を教育部のほうで使わせていただいているということで、今回の補正です。

歳入の補正につきましては、こども未来部のほうで上げているものです。

以上です。

○秋山博子委員 そうしますと、寄附金の中からこの410万2,000円を児童図書の購入に充てたということです。

この図書購入については、どんな図書を購入するかという選定の委員会のようなものがあると思うんですが、購入はどんなふうに進める予定ですか。

○嶋 美津子教育総務課長 こちらは、寄附金の趣旨が子どもの未来を応援するというところで、今回児童用図書ということで、今在学している子どもや、これから子どもたち

にも広く取れるようにということで、学校の図書が充実するようにということで、児童用図書としました。

小学校に配分することにしまして、13校ありますけれども、各校31万5,000円ずつで、こちら、絵画コンクールの関係で受賞した子がおりまして、それに関連する寄附ということですので、少し端数が出ましたので、そこについては、受賞者が在学する学校に調整額を入れています。

図書の選定につきましては、各学校で、学校図書の充実のために、学校司書さんや図書館の教育担当を中心に、必要に応じて選書をしてということをお願いをすることとしています。

以上です。

○秋山博子委員　すごくいい事業になりそうで、期待するんですけども、小学校それぞれの事情に合わせた、生徒に合わせた選書をされるということなんですけれども、市の図書館も多文化共生のコーナーができたりなど、充実が進んでいますので、それぞれの学校の選書でもそうした配慮といたしますか、それがされるといいなと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○嶋　美津子教育総務課長　先ほども申しましたけれども、学校司書、それから図書館教育担当を中心に、その学校の中で決めていただくこととしておりますので、学校の状況によって有効に活用していただくようにしていきたいと考えております。

以上です。

○秋山博子委員　了解。

○村松幸昌委員長　ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○村松幸昌委員長　それでは、ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、議第61号中、総務文教常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

休憩（9：48～9：57）

○村松幸昌委員長　それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

議第61号中、市民福祉常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑のある委員は御発言をお願いします。

○吉田昇一委員　この補正の中に入っているか、ちょっと確認したいんですが、今年10月の末に、メールのほうで、健康福祉部のほうから、障害者相談支援事業委託料の消費税相当額の未納分の法人への支払いが350万円程度になるということが、連絡があったんですが、これはこの補正に含まれるのか、それとも別途でやられているのか、その辺を確認したいのでお願いします。

○小野田　豊障害福祉課長　お答えします。

委託相談支援事業所の委託料の消費税に関しましては、11月補正には含まれておりません。

以上です。

- 吉田昇一委員 それでは、どういう処理になっているか、教えてください。
- 小野田 豊障害福祉課長 消費税の問題につきましては、現在、委託相談支援事業所への説明とか、藤枝税務署への聞き取りとか行っておりまして、消費税の本税と、あと、延滞税、あと、加算税、これについて今精査しているところでありまして、今後2月補正等で対応を現在のところ考えております。

以上です。

- 吉田昇一委員 了解しました。ありがとうございます。
- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。
- 鈴木まゆみ委員 26ページ、3款民生費の3項の母子福祉費のところ、その下段の母子家庭等自立支援給付費226万6,000円、見込みが上回っているということですが、その見込みが上回った支援の内容を教えてください。
- 村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

母子家庭等自立支援給付事業でございますが、こちらですけど、母子家庭の母と父子家庭の父が安定した就業を促進するために、就業につながる資格の取得の講座受講費、それから、養成講座に在学する期間の生活費相当額を支給するといった事業でございます。

こちらでございますが、事業のほう、2つに分かれておりまして、自立支援教育訓練給付費と、それから、高等職業訓練促進給付金に分かれていまして、片方が受講料の補助をするもの、もう片方が修業期間中の生活費を支援するものになっております。

当初の見込みと比べて、市のほうに資格を取って就業したいという相談が多くございまして、実際相談として支給を決定したものと、それから、今後の支給見込みに係る部分を増額のほう、補正予算を計上させていただいております。

以上でございます。

- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。
- 井出哲哉委員 同じく予算書26ページで、中段です。3款4項2目の低所得者法外援助費50万円のやつなんです、この前、議案説明のときに、DV被害者の住宅援助だとか、物価高騰に対するみたいな、たしか説明だったと思うんですけども、もう少し具体的に、援助した内容というんですか、そこら辺をお教えいただければと思います。
- 佐藤三夫地域福祉課長 お答えさせていただきます。

DV被害というのは御説明のとおりでございますが、移転費用ということなんですけれども、もちろん施設の中に住んでいた方がDVを受けまして、そのところで、やはり加害者、被害者ですので、加害者に分からないように引っ越しとか、資金がなかったものですから、その引っ越し費用とか家賃を補助したものでございます。家賃は出していない、引っ越し費用だけのものでございます。

以上でございます。

- 井出哲哉委員 分かりました。
- 今回の補正の内容についてということではないんですが、ちょっとこの場で併せてお教えいただければなと思うんですが、この手のものってケース・バイ・ケースで、迅速が求められるものだと思うので、どうなのかなと思うんですが、そもそも基準みたいな

ものってあるんですか。その援助する基準みたいなものというのがあればちょっと教えてください。

- 佐藤三夫地域福祉課長 今、これとって基準とかというのは設けられてないんですけども、この相談の中で、これは援助したほうがいいなということがあります。先ほど言った低所得者の法外援助というものについては、あとほかにも、例えば電気、ガス代が払えないよとか、そういった方にも、相談を来てくれた方にちょっとお支払いをしているということで、そういうところで救済をしています。

以上でございます。

- 井出哲哉委員 分かりました。

- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。

- 秋山博子委員 今のことに関連して伺いたいんですけども、50万円の内訳については、移転に必要な費用ということで承知しました。これがDV被害者支援のための支援の予算額というのは、低所得者法外援助費という枠でなく、別にそうした支援の枠というのは、市としては設けてないのでしょうか。

- 佐藤三夫地域福祉課長 DVに関する援助というのは、今、このところでは援助の予算がございませんので、このところで急に出たことということになります、こちらの案件は。ですので、そういったところで、この法外というところで支出しているということになります。

以上でございます。

- 秋山博子委員 急遽の対応ということで受け止めればいいのでしょうか。来年4月から女性支援新法もできますし、そうした中で、様々、制度が整備されてくると思うんですけども、何かこういったDVの被害への支援ということが、低所得者法外援助費として支出って、歳出、支出というのがちょっと違和感があったので、聞かせてもらいましたけれども、何かこれから整備する、今回は緊急なのでということなのかなというのをちょっと聞きたいと思います。

- 佐藤三夫地域福祉課長 今回に対しては、この法外の支援でやらせていただいたということになります。やはり急遽のところだものですから、今のところは予算的にはなかったものですから、こちらのほうで使わせていただいたということです。

以上でございます。

- 村松幸昌委員長 ほかに。

- 深田ゆり子委員 6ページの債務負担行為、一番下の焼津ターントクルこども館指定管理料3億5,432万6,000円、令和5年度から令和10年度ということなんですけれども、この3億5,432万円は、1年間にすると7,000万円ぐらいなんですけれども、令和5年度の予算ですと8,693万7,000円が計上されております。約1,600万円ぐらいの予算がこれから下がるよということなんですけれども、年間で示していただきますと、この3億5,432万6,000円の内訳、年間で水道光熱費が幾らとか、管理運営費の内訳を教えてくださいたいと思います。指定管理料としての内訳ということになると思います。

- 村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

こちらの債務負担行為でございますが、指定管理者の指定が今回の定例会で議案として上げさせていただいておりますが、議決をいただいたときに、指定管理者と協定を結

ぶための指定管理料の債務負担行為となっております。

今年度は、債務負担行為の期間、令和5年度からとなっておりますが、いわゆるゼロ債でございます。今年度は協定の締結のみで、指定管理者の謝礼は発生いたしません。ですので、実質的な支払いは令和6年度から令和10年度までになりますが、こちらの金額が、指定管理者を選定するときに市が算定した指定管理料の上限額となっております。こちらに基づいて指定管理者の申請がありましたが、上限額の算定の中で、現在の、過去に2年半ほど運営をしておりますので、現在の予算の執行状況でございますとか、あと、予算額を参考に、指定管理料の支出を見込みまして、それから、指定管理料は利用料金制を採用しておりますので、指定管理者の収入を差し引いた額が年間7,000万円ちょっと、こちらのほうを5年分計上させていただいております。

個々の内訳になりますと大変細かくなってしまうのですが、申し上げたほうがよろしいでしょうか。

○深田ゆり子委員 細かくというか、大体の枠でお答えはできませんか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

まず、人件費ですけど、支出、あくまでも支出ベースでございますが、人件費が7,000万円ちょっとで、7,200万円前後になっております。それから、消耗品が300万円ちょっとになっていまして、備品購入費が、年度によって違うんですが、大体30万円ぐらい、それから、燃料費が7万5,000円ぐらい、印刷製本費が64万円、それから、謝礼が260万円、旅費が25万5,000円、光熱水費が730万円ぐらい、修繕料が100万円ぐらい、通信運搬費が32万円ぐらい、広告料が50万円ぐらい、それから、手数料が35万円ぐらいです。委託料が、年度によって違うのですが、大体多い年で2,100万円ぐらいです。それから、使用料が470万円ぐらい、それから、負担金が130万円ぐらいです。あと、自主事業の執行の経費が390万円ぐらいで、保険料が62万円ぐらい、あと、廃棄物の処分代が50万円ぐらい、それから、公租公課が150万円ぐらいです。大体以上のような積算をしております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 人件費7,200万円って最初に御答弁いただきましたけれども、これは、今いらっしゃる職員の方がそのまま指定管理者になった場合に継続されて任用される方々の何人分ということに、7,200万円は、5年間で7,200万円でしょうか。それとも1年間ででしょうか。

○村松久美子育て支援課長 申し訳ございません。先ほど申し上げた金額ですが、単年度の金額になっております。

○深田ゆり子委員 その単年度の職員の身分とか人数はどうなりますか。

○村松久美子育て支援課長 人数でございますが、積算の中では、市の積算の中では、職員数21人を見込んでおりまして、今働いているスタッフの人数をベースにしているんですが、こちらの人件費につきましても、今働いているスタッフがそのまま継続して勤務をされて、昇給等をした場合のものを使って積算をしております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 あと2つお聞きしたいと思います。

修繕料の100万円というのはどういうものに使われるものですか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

修繕料でございますが、基本的に指定管理者の協定の中で、大体金額が30万円未満のものを指定管理者が修繕するというふうな協定を結ぶ予定でおります。こちら、不特定の修繕でございますが、例えばおもちゃが、すみません、木の遊具が、木がささくれてしまったりとか、指定管理者との協定の中の30万円を超える部分の修繕で、市がやらなければならない部分を計上しているんですが、あくまでも内容不特定で、今後発生したものに対して対応するための費用として計上しております。

○深田ゆり子委員 委託料が2,100万円ということなんですが、これは東京おもちゃ美術館に委託ということになる金額でしょうか。それとも、指定管理者の委託料になるのでしょうか。

○村松久美子育て支援課長 こちらの委託料でございますが、建物の指定管理者の大きな業務として、施設を管理するという業務もございまして、東京おもちゃ美術館への委託料ではなくて、施設のメンテナンスのための委託料で、例えば機械警備でございますとか、エレベーターの保守点検、自動ドアの保守点検とか、そういったものが計上をされております。

○深田ゆり子委員 東京おもちゃ美術館の職員さんもお手伝いいただいていると思うんですが、それは、今お話のあった中の人件費とか、どこかに入っているのでしょうか。金額も分かれば教えてください。

○村松久美子育て支援課長 東京おもちゃ美術館でございますけど、現在、運営支援の業務委託をしておりますが、3人の職員が派遣をされて常駐をしておりますが、今後、指定管理者になったときには、そちらの契約が今年度末をもって終了をしますので、指定管理者になった後は、特別東京おもちゃ美術館への委託料は計上されておられません。

ただし、おもちゃ美術館と協定を結ぶ関係で、協定費は指定管理者が支払うということで、この積算の中に入っております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 最後に、自主事業が390万円ということで、これは、今までは焼津市が地方創生臨時交付金などを活用して、地域にぎわい事業として、合同でイベントなどをやる予算を別に計上していたんですが、これからは、この金額、指定管理料の中の自主事業として対応して、そういう予算はなくなっていくということになるのでしょうか。

○村松久美子育て支援課長 今年度までの予算ですと、施設の維持管理事業とにぎわい創出事業と2つに分かれておまして、にぎわい創出事業のほうは国の交付金を受けて実施しているところがございますが、にぎわい創出事業の中に大きく2つ入っておりますが、東京おもちゃ美術館の運営支援で人材を育成する部分、それから、にぎわい創出のイベントを開催する事業と入っておりますが、そのうちのイベントを開催する事業につきましては、指定管理者を申請のために仕様書のほうにこういったものを行うようにと記載をいたしまして、この積算の中にも入っておりますし、指定管理者の申請書の中でも、そういった事業を継続して行っていくという記載がございました。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 ですから、積算の中に入っているということなので、この自主事業の390万円は、これから、この指定管理料の中でイベントなどはやっていくということで、

市の負担がなくなっていく、国や県の補助がもし出ても、そういうのは使わないということになるということになりますか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

にぎわい創出事業につきましては、指定管理者の事業の中で実施をしていきます。

財源につきましては、もともと地方創生の事業、3年計画ということで進めてまいりまして、計画も今年度で満了いたしますので、今後は指定管理者等の市とそれぞれ連携して行っていくということで考えております。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○岡田光正委員 ただいまの債務負担行為の補正の関係ですけれども、ターントクルの3億5,432万6,000円、これは上限ということでしたよね、話。さっきの1年間の言っていた数字を足していくと、年間八千三百、四百万円ぐらいになるんです。そうすると、5年だともうちょっといきません。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

先ほどの上限額の内訳を申し上げたんですが、こちら、支出の内訳でございまして、支出がそれぞれ1億円、年度ごとに違うんですが、市のほうの算定ですと、大体1億2,000万円前後になっております。それに対して、利用料金制ということで、収入を引いたものが指定管理料になりますので、収入が大体4,500万円から5,000万円ぐらい、年度ごとに違うんですが、見ておりまして、それを差し引いた額の5年間の積み上げが、こちらの債務負担行為の3億5,432万6,000円となっております。

○岡田光正委員 先ほどの中でいろいろあるんですけれども、駐車場だとか、ああいったものも含めての経費ですよ。

○村松久美子育て支援課長 現在、専用駐車場として駅前通り沿い1か所、供用をしているんですが、そちらの駐車場の管理と、それから料金の徴収、それも含めて指定管理業務に出す予定でおります。

○岡田光正委員 了解です。

○吉田昇一委員 25ページの3款3項5目ですか、この中の児童福祉施設費のところ、特定財源、その他277万4,000円とあるんですが、これは何でしょうか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

児童福祉施設費の財源の関係で、その他財源だけでよろしいですか。

○吉田昇一委員 はい。

○村松久美子育て支援課長 その他財源でございまして、こちら、寄附金をいただいておりまして、主な財源としては寄附金なんです、個人の方から2件、それから、明治安田生命保険総合会社から1件、それから、株式会社CGCジャパンから1件いただいておりまして、そちらのいただいた寄附金の充当が主なものでございます。

○吉田昇一委員 ありがとうございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○井出哲哉委員 今のページ、25、26ページの下段になります。

3款4項3目なんです、子ども医療費助成費なんですけれども、8,401万4,000円で、見込み、想定とちょっと違ったよというところの説明があったかと思うんですが、例年の補正の幅と比べてこの額ってどんなものなんですか。

○村松久美子育て支援課長 お答えいたします。

少しちょっと感覚的なものも入ってしまうんですが、ここ数年の事業費等々と比べまして、大きくなったというふうに感じております。

○井出哲哉委員 分かりました。

何か大きな理由みたいのがあったら、ちょっとそこを確認させてもらえればなと思います。

○村松久美子育て支援課長 大きな理由でございますが、なかなかちょっと難しいところもあるんですけど、一番大きいのは、やっぱりインフルエンザの流行ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○井出哲哉委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかに。

○奥川清孝委員 17ページ、18ページ、19款1項3目、介護保険事業特別会計繰入金1億8,465万9,000円の繰入金の算出の根拠を教えてください。

○萩原雅頭介護保険課長 お答えいたします。

内訳でございますけれども、介護給付費繰入金、こちらが1億5,743万8,615円、それと、地域支援事業繰入金、こちらが1,207万2,942円、それと、地域支援繰入金のうち包括的支援事業（任意事業）が318万4,218円、それと、その他一般会計繰入金が1,196万3,510円となります。

以上です。

○奥川清孝委員 その数字が、ちょっと合計が今は分からないもので、ちょっとページ数で、どこのこれというのは説明できますか。

○萩原雅頭介護保険課長 こちらのほうにつきましては、介護特会のほうからの繰入金となりますので、ちょっとこちらのほうにはございません。

以上でございます。

○奥川清孝委員 繰入金の算出の根拠はということで、1億8,465万9,000円に、合計こうなりますよという、その説明をお願いします。

○萩原雅頭介護保険課長 こちらにつきましては、前年度、令和4年度の精算金となります。

以上でございます。

○奥川清孝委員 繰入金をしているわけですね。一般会計へ繰入金をしているもので、一般会計の例えば歳出のほうでここという、そういう説明はできないですか。それを積み上げて、幾ら取り崩したよというか、それか、こういう理由でこの金額になるという、さっき説明がありましたよね。何か合計するとちょっとオーバーしたような感じだった。

○榎田隆弘健康福祉部長 介護保険の制度の話になるんですけども、介護保険事業、介護保険の特別会計になるんですが、そこを運営するには、国とか県とか、あと、社会保険診療報酬支払基金、これは40歳から64歳の方々の保険料からもらうもの、それから、市から、市が負担して介護保険へ繰出しをして、介護保険特別会計の中で財源として扱うという、そういう財源になっています。

令和4年度に、一般会計から介護保険特別会計のほうに繰入れをした分で、精算を今

回した分がこの分です。

その内訳としては、各事業がございますので、先ほど課長が答弁した内訳として、今回精算として、逆に介護保険特別会計から繰出しをして一般会計のほうに戻すといえますか、そういう形になっています。

○奥川清孝委員 分かります。その内訳をもう一回お願いします。

○萩原雅顕介護保険課長 こちらの金額の内訳ですけれども、介護給付費繰入金、こちらが1億5,743万8,615円、それから、地域支援事業繰入金、こちらが1,207万2,942円、同じく、地域支援事業繰入金のうち包括的支援事業（任意事業）、こちらが318万4,218円、そして、最後にその他一般会計繰入金、こちらが1,196万3,510円となります。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 14ページ、歳入15款2項1目、ここの中で、ローマ字表記等で、そのシステム整備費の補助金として、1,876万円ですか、この金額が、この根拠を教えてください。

○北川治恵市民課長 お答えします。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金、マイナンバーカード（氏名・ローマ字表記等に係るもの）の1,087万6,000円の内訳は、基幹系システム、住民票のほうの改修費用が924万8,000円で、戸籍の附票のシステム改修が162万8,000円、合計1,087万6,000円となります。

以上です。

○杉田源太郎委員 ということは、支出のところの24ページのところの2款2項3目のところで、1,219万5,000円のところ、その中の内訳として、今、ちょっとメモをし切れなくてすみません、読み仮名対策費がその国庫の対象の経費になるよということだったと思うんですけど、その金額が924万8,000円と言ったかな、そうすると、このところで、1,219万5,000円から924万8,000円、これを引くと294万7,000円が残るということですよ。ちょっとその確認、もう一回お願いします。

○北川治恵市民課長 お答えします。

歳入のほうには含まれておりませんが、1,587万300円の戸籍の附票システムの追加の改修費用が今回必要になって補正しているんですが、そちらにつきましては、その時点では補助金の対象外とされておりまして、その後、11月に入って、こちらの費用につきましても補助金の対象となるということで、次回の補正を予定しているところでございます。歳入につきましては、その分については次回の補正ということになります。

以上です。

○杉田源太郎委員 そのところは分かりました。

今の24ページのところ、2款2項3目のところで、マイナンバー導入に伴う戸籍端末2台の追加でありますよね。その2台の追加、これは幾らなんですか。

○北川治恵市民課長 お答えします。

2台の整備追加費用につきましては、ちょっと足すことになるんですが、今回、戸籍法にマイナンバー制度が導入されることに伴いまして、かなり紙でやっていたものがシステムを使うということで、端末がどうしても足りないということで、2台補正で、3

月から施行がされるもので、3月1日からの施行となるのに合わせて、今回2台追加させていただくものですが、リース料とか保守料全て含めて、209万6,308円となっております。

ただ、こちらにつきましては、4か月分で計算しておりますので、システムのほうの準備期間が、業者のほうで調達できるまでの期間となりますので、その辺は月割りということで、若干実際には減るものと想定されます。

以上です。

○杉田源太郎委員 分かりました。

同じところで、2款2項3目のところで、証明書、コンビニ交付の件数が増えたよという説明だったと思うんですけど、これは何件なんですか。

○北川治恵市民課長 お答えします。

今回、105万3,000円を補正させていただくのは、9,000件分でございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 その件はいいです。すみません。

○村松幸昌委員長 ほかによろしいですか。

○四之宮慎一委員 先ほどの杉田委員に関連してなんですけど、コンビニ交付サービス、証明書の交付件数9,000件ということで、ちょっとお金の流れを確認させていただくと、コンビニでもし発行するときに、300円、400円なりの手数料を払うんですけど、その手数料は、システム会社とか、そういうところに入るのか、それとも、別にコンビニに入るのかとか、この手数料105万3,000円の9,000件なので、1件当たり100円とか、ちょっと金額はあれなんですけど、それは、またさらにそのシステムをやっているところへ支払うということでしょうか。

○北川治恵市民課長 お答えします。

コンビニ交付サービスにつきましては、今年の本年1月より、窓口より100円値下げするサービスを行っております、戸籍が350円、それ以外の証明書については200円ということで徴収しておりますが、そのうち117円がコンビニ事業者に入るもので、コンビニで入金するので、その分を差し引いたものが市に入ってくるという、実際の会計処理は若干違いますが、事実としてはその差額が市に入ってくるということでございます。

以上です。

○四之宮慎一委員 9,000件ということなんですけど、実感的に、市の業務としてはすごい減って、時間短縮になっているとか、そういう感じはありますでしょうか。

○北川治恵市民課長 先ほど申し上げた1月からの手数料の引下げによって、コンビニ交付の利用者が非常に増えていることは事実でございますが、実際に、市民課について日々の来客者数を確認しておりますが、大きな差は出ておりません、実際に窓口でそれを実感するようなことというのは、まだそこまでは至っていないというのが現状でございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 歳入の20ページ、21款5項5目雑入のところ、110万円、クリーンエネルギー自動車導入の促進補助金というのがあって、その下のところに、市債のところ、22款1項2目、このところで、健康衛生費、そのところで470万円が減額に

なっている。ここのところにも、クリーンエネルギー自動車の購入費か何かの確定とかという説明があったように思います。その歳入との関係と、あと、歳出のほうで、26ページで、4款1項6目、ここのところに環境衛生費（財源振替）という形になっているんですけど、先ほどの歳入のところでは、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金、その辺の確定によるものというような説明があったと思うんですけど、この歳入と歳出の関係、クリーンエネルギー自動車との関係、その内容をちょっと説明してください。

○服部正宏環境課長 杉田委員にお答えします。

まず、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金ですけれども、これは経産省の補助金で、今回の軽EVにつきましては、1台当たり55万円の補助金を受けたものになります。

それから、脱炭素化推進事業につきましては、こちら、脱炭素推進事業債の対象事業として、予算編成の際は歳入として計上していたんですけども、こちらの脱炭素化推進事業債については、地方単独事業という条件がついていたため、今回、脱炭素化推進事業については、全額落としていることになります。

それから、25、26ページのほうの財源振替の関係なんですけれども、クリーンエネルギー自動車導入促進補助金110万円の増、それから、脱炭素化事業債470万円の減によりまして、充当先事業であります公用車電気自動車購入事業費の一般財源が360万円の増となるものであります。

以上です。

○杉田源太郎委員 分かりました。

それで、このクリーンエネルギー自動車の2台という説明があったと思うんですけど、1台幾らぐらいするんですか。

○服部正宏環境課長 こちら、軽自動車のEVになりまして、予算ベースでちょっと行きますと、1台当たり約260万円の予算を組んでおりまして、そこから入札等で決定をしております。

以上です。

○杉田源太郎委員 その件は了解しました。

次に、16ページの、16款1項1目4節のところに、生活保護の負担金、この住所不明者分の増額があったよという説明があったと思うんですけど、これは何人ぐらいいて、その対応、どのような対応をされたんですか。

○佐藤三夫地域福祉課長 お答えいたします。

住所不明の方ということなんですけれども、9の方が住所不明の方に保護というか、そういう方がいたということです。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 9人というのは分かったんですけど、その9人の方に対する対応とか、それはどういうこと、どのように対応されたんですか。その金額について、関連、金額についての関連。

○佐藤三夫地域福祉課長 金額については、こちらのほうは、県が負担していただける補助金と、負担金となっておりまして、要は、焼津市に住居がない方について御相談が来ますけれども、そういう方を対応して保護費を出しているということになります。です

ので、本来ですと、保護費が、国庫が4分の3、市の負担が4分の1になっているところなんですけれども、住所不定の方でありますと、国庫が4分の3で、県の負担が4分の1になるものですから、そのところで、こちらのほうにこの人数が増えますと収入が増加されるということになっております。

以上でございます。

- 杉田源太郎委員 また、ちょっと聞きたいところは、その対応についてまた別に聞きに行きます。

その下の1項1目の5節になるかな、障害者の総合支援サービスの中で、補装具の給付金が増加しているよということだったんですね。この金額との関係で、24ページの3款1項1目2節かな、補装具の当初の予定より増えたということで、ここに書いてあるわけですが、同じなんですけど、ちょっと金額の問題と、その内容と、その内訳についてお願いいたします。

- 小野田 豊障害福祉課長 お答えします。

補装具につきましては、障害者が日常生活を送る上で必要な移動などの確保や、就労場面における能力の向上を図ることを目的として、身体の欠損や損なわれた身体機能を補完、代替える業務であります。

増額の主な要因としましては、購入と修理と2つあるんですけれども、購入につきましては、義肢の義足及び装具の下肢が多く申請がありました。

修理におきましては、義足、あと、車椅子及び電動車椅子の修理が多くあり、当初予算の見込みを上回ったため、当該補正予算を計上させていただいております。

以上です。

- 杉田源太郎委員 収入で124万5,000円で、あと、歳出のほうで498万1,000円ですか。この差というのは教えて、補助金がこれだけ入ってくるよと、その足りない今のいろんな義足だとか、そういうものを全部足すとこれだけになるもんで、支出がこれだけになるよと、そういうことでいいですか。

- 小野田 豊障害福祉課長 補装具給付費負担金124万5,000円につきましては、県の負担金として4分の1、あと、国のほうで2分の1交付されるものであります。歳出の予算の費用から算出しております。

以上でございます。

- 深田ゆり子委員 24ページの、先ほどもお話のありました1目のマイナンバーカード交付関連事務事業費、マイナスになっておりますけれども、14ページの国庫補助金のほうでは、ローマ字表示ということで1,087万6,000円であります。

今朝の新聞やニュースで、静岡県がマイナンバーのトラブルを受けて総点検をしてきたということで、195件の県のほうでミスがあったということなんですけれども、焼津市のほうは、この総点検をやっておりますか。この予算の中に含まれますか。

- 北川治恵市民課長 お答えします。

こちらの予算に出ている112万円の減額につきましては、マイナンバーカードの交付の出張申請について、職員が今まで直接やっていた、受け付けていたものを委託にしたことによって、職員の人件費が減したことによって減額するものでございますので、マイナンバーのひもづけの総点検とは一切、こちらについては直接的には全く関係がない

ものとなります。

マイナンバーの総点検につきましては、県からの依頼を受けて、各部署、担当部署で対応しているものでありまして、市民課のほうでは、そちらのほうは把握しておりません。

以上です。

○深田ゆり子委員 今日の新新聞だと、身体障害者手帳とか、療育手帳とか、障害に関わる方の手帳のミスがすごく多いということだものですから、特に福祉の関係で心配になりますが、今、課長のお話ですと、各部署で点検をしているということで、その総取りまとめはどちらになるんですか。市民課ではなくて、総務課とか、別のところになるんですか。

○村松幸昌委員長 総括はどこだということだと思いますよ。

○北川治恵市民課長 先ほど申し上げたとおり、総点検には市民課のほうで関与をしないので、ちょっと取りまとめをどこというのは、福祉部門では、それこそ障害者手帳とか、今日も新聞に出ておりますが、そちらの関係ですので、担当部署のほうで取りまとめをどこでしているかというのは把握しているものと考えます。

以上です。

○村松幸昌委員長 深田委員、今の件、お尋ねしたいことは分かりますけど、今ここの補正予算中ではないですので、ちょっと場を改めていただいて質疑をしていただければと思います。個別に質疑していただければと思います。

それで、当局の皆さんにおかれましては、総括するところがどちらかということをお尋ねしたいと思いますので、その辺また、この後にお答えを願えればと思います。よろしいですか。

○深田ゆり子委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかに。

○杉田源太郎委員 26ページのところです。3款4項2目のところに生活保護の扶助費ということで、国庫負担ということで、医療費の扶助費、こういうものが増加によるものということが説明あったと思います。この内容、内訳についてお願いいたします。

○佐藤三夫地域福祉課長 お答えいたします。

医療費の増加ということが一番主な原因でありまして、その中で、要因としては、入院患者とか、入院費の増加などが挙げられます。その中で、高額医療、そういったものも4件ございまして、そのところで医療費がかなり上がってしまったということになります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 今、入院が非常に増えたということなんですけど、この入院が増えている、年齢的に言えば高齢者が多いということですか。

○佐藤三夫地域福祉課長 高齢者がやはり、保護の世帯、多いものですから、その辺で入院の方が多いということになります。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 当局にお話ししますけれども、そこまで今聞いてないと思うんですよ。だから、その内訳はなんですかというもので、医療費扶助なのか、そういうところの話

だけでいいんじゃないですかって私、思いました。そうしないと、ここの審査の枠を外れていっちゃいますので、答弁のほうを考えてやってください。お願いします。

○杉田源太郎委員 ちょっと余分なことを聞いてしまってますみませんでした。

次に、14ページ、15款2項2目2節のところ、放課後児童クラブの新設に関わるということで、設備投資ですか、そこの整備事業の補助金というふうにあるんですけど、具体的に放課後児童クラブの新設というのがあるんですか。

○村松久美子育て支援課長 答えいたします。

こちらの事業でございますが、歳入のほう、子育て支援課の所管になるんですが、歳出の事業の執行、教育委員会のほうが所管しております。

内容といたしましては、放課後児童クラブの新設のための補助金になっております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解です。

16ページの16款2項2目のところで、富士の国少子化支援ということだと思んですけど、ここで減額がされていて、いろんな内容のところがあるんですけど、シャトルバス運行との関係で、何かよい方法がどうのこうのという説明があったと思んですけど、内容についてちょっと説明をお願いいたします。

○村松久美子育て支援課長 答えいたします。

シャトルバスの運行についてでございますが、ターントクルこども館の子育て支援施設の運営費のほうに関係する経費を計上していたんですが、こちらですが、ほかの部局で別の事業を行いまして、具体的には、経済部のほうで実施するグリーンスローモビリティの実証実験があるんですが、こちらとちょっとエリアがかぶってしまったとか、事業が重複するところとかございまして、こちらのほうでやったほうがよりよい計画となるということが見込めるということで、当部のほうで実施しようとしていた計画のほうを見送りまして、そちらのほうで行うこととしたものでございます。

以上でございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、議第61号中、市民福祉常任委員会の所管の部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

休憩(11:00~11:06)

○村松幸昌委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

当局の皆様は、委員の皆様からの質疑は、ページ数と款項目を明示して質疑されますので、答弁については、質疑された答弁だけでお願いをします。一問一答でいきますので、お願いをします。

それでは、議第61号中、建設経済常任委員会の所管部分について審査を行います。

質疑のある委員は御発言をお願いします。

○奥川清孝委員 29ページ、30ページ、まず、土木費、8款1項1目、総務費、給料手当のここが、合計で土木費の総務費がマイナス1,297万2,000円ですけれども、人事院勧告等ある中で、かなり大きな金額を逆に減額していますけれども、この部分についてお伺いします。関連して、下の都市計画費も同じですけれども。

○福與久信土木管理課長 お答えします。

土木総務職員給与費の減額についてでございますが、令和5年度の配置人数のほうが減ったことによって、今回減額としているところでございます。

以上でございます。

○奥川清孝委員 どのぐらいの人数が、大体で結構ですけれども、減ったでしょうか。

○福與久信土木管理課長 お答えします。

土木管理課におきましては、2名の減となっております。

以上であります。

○奥川清孝委員 一問一答ですけど、同じ関連なもので、いいですか、都市計画費のほうもお願いします。

○高澤 清都市計画課長 人数の減でございますが、都市計画課で2人、建築住宅課で2人、区画整理課で2人の減でございます。

以上でございます。

○奥川清孝委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○藤岡雅哉委員 27ページ、28ページの6款2項4目、右側のページで、うみえ～る焼津管理運営事業費106万5,000円なんですけれども、御説明の中で、製氷機の老朽化に伴う買換えというお話だったんですけれども、老朽化ということでいきますと、長期間見ているということなので、年度予算の中でなぜ組めなくて、なぜ補正だったのかというのをお尋ねしたいと思いました。

○日下部 充漁港振興課長 お答えします。

こちらの製氷機につきましては、開業当時から使用しているもので、16年の経過がたっております。

ただ、実際に稼働はしていたものですから、当初予算のほうには組み入れておりませんでした。急遽故障したものによる対応になります。

以上です。

○藤岡雅哉委員 ちょっと説明がよく分かりづらかったので、もう一回明確に教えてもらえますか。

○日下部 充漁港振興課長 お答えします。

なぜ当初予算に入れなかったということで、ずっと故障していたわけではなくて、急遽10月の頭に、急遽氷の製氷ができなくなったものですから、予算編成のときには壊れてはいなかったものですから、当初予算のほうには反映してなかったということになります。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○河合一也委員 経済部の債務負担行為で、ページは7ページになりますけれども、その

中の幹線用排水路等整備事業費に関して、その事業対象となる内訳を教えてください。

○藤野 大農政課長 債務負担行為、幹線用排水路等の整備事業の関係でございますけど、3つの工事を予定してございます。

1つ目は、朝比奈川の統合堰の油圧ユニットポンプの更新工事でございます。金額は400万円を予定してございます。これにつきましては、せぎを立てるといふか、起こすといふか、そのための油圧ポンプが、経年に伴いまして、ちょっと故障を繰り返していたということがございますので、この更新をさせていただきたいというものが1点目でございます。

それから、2点目が、下小杉地区のせぎの改良工事ということで、これは100万円を予定してございます。下小杉地内にありますちょっと広い水路に、重いせぎが設置されていて、管理人さんがちょっと上げたり下げたりするのが大変になってきているという状況でございます。こうしたことから、これを自動で転倒するせぎに改良をさせていただきたいというものが2点目でございます。

それから、最後に3点目でございますけど、相川地区の水路改良工事ということで、こちらについては250万円を予定してございます。これも、老朽化に伴いまして、ちょっと漏水が著しく進んでいる水路がございまして、延長で全部で50メートルくらいになるんですけど、これを3面の水路に改良させていただきたいというものでございます。

合わせて750万円となる予定でございます。

以上でございます。

○河合一也委員 かねがねお願いしているところを、こうやってやっていただいております。私も朝比奈川の統合堰のほうは、いろいろ要望を聞いていて、何とかならないかなということで、今回入っているかなと思って、入っていて、とてもありがたいと思いましたが、地元のほうでは、エンジンのオーバーホールをとよく言っていたんですけど、オーバーホールじゃなくて、もう更新ということによろしいですか。

○藤野 大農政課長 更新をさせていただきたいというものでございます。

以上です。

○河合一也委員 あと、地元では、その周辺機器といいますか、その辺も結構古いものがあるということなんですけど、今回は、ポンプというのは、そのエンジンだけが全体というふうに考えていいのでしょうか。

○藤野 大農政課長 そういう予定でございます。

以上です。

○河合一也委員 了解です。ありがとうございます。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○杉田源太郎委員 18ページ、18款1項12目18節商工費寄附金ということで、商工会から1,200万円ということなんですけど、今あそこ、改修工事やっている最中で、今日、オープニングのどうのこうのというのはいただきましたけど、全体の改修費というんですか、ちょっとほかの予算で出ていたのかもしれない、ちょっと覚えてないんですけど、全体で幾らになるのか、この寄附金との関係ではどうなんですか。これは関係ないかな。

○多々良智彦商工観光課長 お答えします。

全体で約8,100万円ぐらいになります。

以上です。

○杉田源太郎委員 了解です。

○奥川清孝委員 関連して今の件ですけれども、1,200万円の根拠はどんな根拠で、寄附金の1,200万円、寄附金だから根拠はないといえましょうけれども、ある程度そういう1,200万円という数字が出るに当たっては、面積とか、あれがあるんですか、根拠が。

○多々良智彦商工観光課長 お答えします。

面積案分をお願いをしているところがありまして、商工会さんに入っていて、商工業の発展に寄与していただくんですけれども、約15%の使用面積になりますので、その分で計算をしております。

以上です。

○奥川清孝委員 分かりました。

行政財産なので、占用料とか、それは別途入るんですか。

○多々良智彦商工観光課長 今回、この館の運営といいますか、管理と運営の契約のほうを結ぶつもりでおりまして、それで、その委託料のほうと使用料のほうと相殺という形でお願いしております。

以上です。

○奥川清孝委員 了解です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○深田ゆり子委員 8ページの流域治水プロジェクト事業、ここで、令和5年度から令和6年度までの石脇川と小石川の雨水貯留池を委託するということなんですけど、この委託先と、あと、それぞれに800万円ずつなのか、予算はどういうふうに充てようと考えておられるのか、内容がそれで合っているのかというのもお聞きしたいと思います。

○南 昌広河川課長 お答えします。

今回の流域治水プロジェクトの内容につきましては、委託で業者のほうに発注するような形で、指名で業者のほうを決めていくような形になっております。石脇川流域、小石川流域の委託料につきましては、それぞれ同額の800万円ずつを計上しております。

以上です。

○深田ゆり子委員 指名でということは、もう前から工事をやっている業者ということですか。入札をするのではなくて。

○南 昌広河川課長 お答えします。

これから入札のほうに入りますので、指名競争入札ということで。

以上です。

○村松幸昌委員長 河川課長、今の答弁は指名競争入札ということによろしいですか。

○南 昌広河川課長 そうです。

○深田ゆり子委員 分かりました。単独指名と私、勘違いしたものですから、指名競争入札をこれから行うということですね。

それで、治水事業をやっていくと思うんですけれども、この流域治水プロジェクト事業としては、これからまだいろいろ事業が増えてくると思うんですけれども、というふうに私は思うんですが、この2年間の流域治水プロジェクト事業は、この2年間で終わ

りなのか、また、別のものが、あと来年とか再来年とか出てくるのか、どういうふうになっていきますか。

- 南 昌広河川課長 流域治水プロジェクトにおきましては、今年の9月に流域治水プロジェクトのほうを公表しております、それに基づきまして、あらゆる水系のところ、流域のところ、氾濫を防ぐ施設を造ったり、そういったものをこれから県と連携しながら進めていくような形になります。

以上です。

- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。

- 藤岡雅哉委員 27ページ、28ページなんですけれども、7款1項2目商工業振興費の上のほう、中心市街地活性化事業費のところ、御説明の中で、空き店舗の改修ということで、補助が増えたのがその要因だというお話だったんですけれども、当初予定した件数に対して何件増えたのか、その金額の内訳と、簡単でいいので教えてください。

- 多々良智彦商工観光課長 お答えします。

この中に2つの事業がありまして、家賃の補助というものと改修費の補助というものがあります。

まず、家賃の補助になるんですけれども、当初のほうは、家賃ですので12か月分あるんですけれども、前年分からの繰越しというものと、あと新規というものが、今年度入ってからというものがありまして、当初は、継続が7件、新規が5件ということで見込んでおりました。今年度に入りまして、駅前、中心市街地のほうで、かなり入る、入居の店舗が多くて、継続のほうは10件、新規が15件ということを見込んでおります。

続きまして、改修補助のほうなんですけれども、当初は6件を見込んでおりましたけれども、それが8件の見込みと、あと、もう2件ほど申請が出そうということで、見込ませていただいております。

それで、金額のほうなんですけれども、家賃補助のほうになりまして、当初予算のほうは383万円、そこのところに937万円、改修補助のほう、予算のほうは330万円、それが574万円ということで、予算のほうは713万円、それに対して1,511万円ということで、差額の798万7,000円のほうを今回お願いしたところであります。

以上です。

- 藤岡雅哉委員 了解です。

- 村松幸昌委員長 ほかにありますか。

- 吉田昇一委員 7ページの道路施設補修事業の件なんです、区画線を補修するような話を聞いたんですが、この金額の限度額になった根拠とか、何キロぐらいやるとか、あとは、どういう形でやっていくということの根拠があるのか、まだこのぐらい要望が出てくるんだろうというところなのか、道路課とか、その辺でのチェックで積算されているのか、その辺を伺いたいと思います。

- 松田仁志道路課長 お答えします。

道路補修事業の区画線についてでございますが、令和5年度の、今年度の上半期から、令和7年度の上半期までの2年間の間において、集中的な対策として復旧を行っていくということでして、当初の計画では、令和10年までの7年間で区画線22キロを引くという計画になっておりましたが、それにつきまして2年間でやっていくということにな

っております。

今回の予算に対する規模ですが、7路線で約3.3キロ、交差点あと11か所分の区画線の設置に要する費用でございます。

以上です。

○吉田昇一委員 分かりました。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

○秋山博子委員 補正予算書の8ページの債務負担行為補正の、8ページの上から4つ目、市営住宅管理事業で、管理代行と説明されまして、4,300万円、これの内容を教えてください。

○小山申明建築住宅課長 答えいたします。

市営住宅の管理を、静岡県の住宅供給公社、こちらに委託をするものになります。

以上です。

○秋山博子委員 つまり、今までもそのように県の住宅供給公社に委託していたと思うんですけども、今回この債務負担の補正が出てきたということで、内容が何か変わるといふことはあるんでしょうか。

○小山申明建築住宅課長 答えいたします。

管理代行につきましては、令和2年度から導入させていただいております。基本的に市のほうで行う業務が家賃の決定、それと、家賃の徴収になります。これ以外の施設の管理ですとか、入居者の決定、入居者の募集、こちらにつきましては、住宅供給公社のほうに委託するものになります。

以上でございます。

○秋山博子委員 今までと、委託する内容について変更は特にないということでもいいんでしょうか。

○小山申明建築住宅課長 委託する内容につきましては、特に変更はございません。

以上です。

○村松幸昌委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 それでは、ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で、議第61号中、建設経済常任委員会の所管部分の審査を終わります。

当局の皆様、御苦労さまでした。

このまま休憩しないで、当局の退席の後、議事を進行しますのでお願いします。

それでは、委員会を進めます。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村松幸昌委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第61号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○村松幸昌委員長 挙手多数です。よって、議第61号は、これを原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

以上で、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、大変御苦労さまでした。

閉会（11：28）